

## 条件付き一般競争入札（事後審査型）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、北しりべし広域クリーンセンターの余剰電力を売却するために実施する条件付き一般競争入札（事後審査型）（以下「一般競争入札」という。）について、北しりべし廃棄物処理広域連合契約規則（平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（入札の公告）

第2条 一般競争入札は、北しりべし廃棄物処理広域連合の掲示板にその内容を告示するとともに、北しりべし廃棄物処理広域連合のホームページにおいてその内容を公表するものとする。

（入札参加資格）

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町又は赤井川村（以下「関係市町村」という。）の入札参加資格者名簿における「電力」関係品目に登録されていること。
- (2) 関係市町村から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一入札に同時に参加していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (8) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて定める要件を満たしていること。

2 入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）が、開札までに次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該入札の参加を取り消すものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 関係市町村から指名停止措置を受けたとき。

（入札の参加申請）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札書とともに次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を第8条に定めるところにより提出しなければならない。

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 許可・認同等調書（様式第2号）
- (3) 業務履行実績調書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札の公告により指定した提出書類

（仕様書等の交付等）

第5条 仕様書等の交付及び質問については、次に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札に係る仕様書及び前条に掲げる書類は、入札の公告の日から入札日の4日前（当該4日前に当たる日が、北しりべし廃棄物処理広域連合の休日を定める条例（平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第7号）第1条に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日で休日でない日）まで供覧に供するほか、無償で頒布するものとする。
- (2) 入札参加希望者は、仕様書等の内容について、質問書（様式第4号）により質問をすることができるものとする。
- (3) 前号の質問があつた場合には、当該質問書に回答を付して、入札の4日前まで入札の公告において示す方法により閲覧に供するものとする。
- (4) 質問書の提出期限、提出場所、提出方法等については、入札の公告において明らかにするものとする。

（現場説明会）

第6条 現場説明会は、行わないものとし、仕様書等をもって、これに代えるものとする。

（入札方法）

第7条 入札方法は、郵送による入札とし、持参又は電送によるものは認めないものとする。

2 入札回数は、1回とする。

（入札書等の提出方法）

第8条 入札参加希望者は、入札書及び申請書等を同封し、入札の公告において指定する日及び場所に到達するよう郵送しなければならない。この場合において、当該封書の郵便局への差し出しは、入札の公告において指定する日までに行なければならない。

2 前項の規定による郵送は、配達日指定郵便で、かつ、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法によるものとする。

（入札の無効）

第9条 入札の公告に示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件

に違反した者の入札は、無効とする。

(開札の立会い及び傍聴)

第10条 開札に当たっては、入札事務に関係のない職員(以下「入札立会人」という。)を立ち合わせるものとする。

2 入札参加者その他の開札の傍聴を希望する者は、開札を傍聴することができる。

3 開札の傍聴に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(開札)

第11条 開札は、入札の公告において指定した日時に、第8条の規定により郵送された封筒が未開封であることを入札立会人が確認した上で行うものとする。

2 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最高の価格をもって有効な入札をした者を最高価格入札者とする。

3 最高価格入札者の決定に当たっては、その旨を入札の公告において明らかにするものとする。

4 開札の結果、最高の価格となるべき同価格の入札をした者(以下「同価格入札者」という。)が2人以上あるときは、当該同価格入札者に来庁を求め、くじを引かせて最高価格入札者を決定するものとする。

5 前項の場合において、当該同価格入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第12条 開札において、最高価格入札者に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めるときは、当該最高価格入札者を落札者とする。ただし、必要に応じて落札者の決定を留保し、開札後の一定期間内において入札参加資格の確認を行い、落札者を決定することができるものとする。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において最高価格入札者に入札参加資格がないと認めるときは、当該最高価格入札者の入札価格の次に高い価格をもって入札した者(同価格入札者がある場合にあっては、当該同価格入札者(最高価格入札者とならなかった同価格入札者が2人以上あるときは、くじにより定めた者。))以下「次順位入札者」という。)を最高価格入札者とみなして、前項の規定による確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格があると認めるときは、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めるときは、この項の規定による方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 広域連合長は、前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めたと対しては、その理由を記載した書面により当該入札参加者に通知するものとする。

4 入札終了後、入札立会人は、第1項又は第2項の規定により決定した落札者、最高価格入札者又は同価格入札者及び入札金額を確認し、入札執行証明書に記名押印するものとする。

(落札者の通知)

第13条 広域連合長は、落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(入札結果の公表)

第14条 入札の結果は、入札後遅滞なく、広域連合事務局に掲示するとともに広域連合のホームページにおいて公表するものとする。

(入札の延期等)

第15条 広域連合長は郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれがあるとき若しくは阻害されたと認めるときは、当該入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

2 応札者がいないとき又は入札参加資格の確認の結果入札参加資格のある者がいないときは、当該入札を中止し、又は取り消すものとする。

(異議の申し立て)

第16条 入札参加者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月3日から施行する。